

生活衛生

とうきょう

東京都生活衛生営業指導センターは、
生衛業の皆様をサポートします。

衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催

8月21日(木)、当センター会議室において東京都生活衛生同業組合の17組合代表者、鮫島弘尚東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課長、菊次慶祐日本政策金融公庫国民生活事業本部東京地区統轄室長及び東京都生活衛生営業指導センター専務理事の出席のもと、「令和7年度第1回衛生水準の確保・向上事業推進会議」を開催しました。

会議冒頭に都指導センターから「令和7年度は推進月間の創設から12年目の年にあたる。強化月間の10年経過を契機に必須事業と選択事業の見直しを図るなど、これまで以上に活動にメリハリをつけて取り組みを強化してほしい。今年度は、生衛組合役職員に対する意識改革の推進、地域における生衛業及び生衛組合に関する認知度の向上、行政機関及び地域社会の連携強化に資する活動の展開を通じて、地域社会における生活衛生業の振興と生衛組合の持続的な基盤強化が図れるような事業を実施していく必要がある」との説明がありました。

次に、令和7年度衛生水準の確保・向上事業行動計画に基づく事業の推進について、都指導センター及び各生衛組合から説明、提案がなされ、審議の結果、全会一致で計画が承認されました。

第2回の推進会議は令和8年2月に開催を予定し、行動計画に基づく事業の実施報告と評価を行います。



都指導センターの主な衛生水準の確保・向上事業行動計画

- 衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催(年2回:8月・2月)
- 広報・啓発事業
- 新規営業許可店舗情報の整備と生衛組合への情報提供
- 生衛組合活性化塾(研修会)の開催
- 衛生管理等に関するセミナーの実施
- 知事等に対する生衛組合、都指導センターへの支援に関する要請活動の実施



生活衛生関係営業を経営する皆様

11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です!



各種委員会において令和7年度第1回会議を開催しました。

生衛業感染症対策検討会

7月10日(木)当センター会議室において、東海林委員長、各同業組合から選出された委員、東京都保健医療局の職員、計7名の出席により令和7年度第1回検討会を開催し、今年度検討会の実施計画、感染症対策講習会の開催、普及啓発用パンフレット作成の各項目について検討しました。

感染症対策講習会の開催については、取り上げるテーマとして「健康・安全のための店舗(施設)の衛生管理」「安全・安心・信頼されるお店にするための食物アレルギーの知識」「身近に見聞きするねずみや害虫の実践的な対策」等が事務局から提案され、意見交換を行いました。検討の結果、【健康・安全のための店舗(施設)の衛生管理】と【安全・安心・信頼されるお店にするための食物アレルギーの知識】の2つをテーマとして取り上げることとしました。

店舗の衛生管理とは、店舗設備、換気、廃棄物、ねずみ等への対処など「生活衛生」全般にわたり、感染症・食中毒の予防や営業の安全確保の観点からたいへん重要であるものの、必ずしも注意が払われていません。そこで、「健康・安

全のための店舗の衛生管理」を一つ目のテーマとしました。

また近年、食物アレルギーの患者は増加傾向にあり、関心が高まっています。「安全・安心・信頼される」店舗運営につなげることができるよう、「食物アレルギー等についての基本と身近な対応へのヒント」を、二つ目のテーマとしました。講習会開催のご案内は4ページをご覧ください。

普及啓発用パンフレット作成については、「生衛業のための生活衛生管理」をテーマとしました。直近のコロナ禍では「窓開け換気」など誤解による過剰な負担や対応が見られました。今回は「環境衛生管理の基本、その必要性、対策の有効性」等、生衛業の皆さまの実践に役立つ内容をわかりやすく解説したハンドブックとする予定です。(8年3月発行予定)



外国人対応支援事業企画委員会

都指導センターでは、平成27年度より外国人対応支援事業に取り組んでいます。

今年度も、昨年度に引き続き、事業者の方が、アフターコロナにおけるインバウンドの拡大をビジネスチャンスとして活用するにあたり、その取組に具体的に役立てていただける支援策を提供していきます。

7月29日(火)令和7年度第1回委員会(委員長:松本泰之元東京観光財団専務理事)を開催し、今年度事業の具体的な取組である以下の2項目について検討を行いました。

第1の「情報発信の取組」では、ここ2年間、動画にて幅広く基本的な情報を提供してきましたが、今年度は一歩踏み込んで各論レベルの項目として、インバウンド対応に効果が期待できるヴィーガンに関するハンドブックを作成します。具体的には、ヴィーガンへの理解から始まり、「食」への対

応を中心に、「食」以外の留意点も取り上げる内容で構成し、令和8年3月に発刊を予定しています。

第2の「講習会開催」では、拡大が続くインバウンドをビジネスチャンスと捉えておられる事業者の方向けに、基礎的知識・実践的知識の両方について理解を深めることを目的として実施します。今回は、株式会社ジェイノベーションズの代表 大森峻太氏を講師にお招きし、『2025年インバウンド最新動向と明日からできる!小さな工夫で外国人客をファンにするおもてなし術』と題し、12月3日(水)に開催します。概要に関しては4ページをご覧ください。



後継者育成支援協議会

都指導センターでは、生衛業が直面している後継者確保の課題に対応するため、インターンシップ事業の実施や各生活衛生同業組合との共催事業の実施などを柱とした後継者育成支援事業に取り組んでいます。

7月31日(木)主婦会館プラザエフ会議室において、原田委員長、各同業組合から選出された委員、東京都関連部署職員の計9名の出席により令和7年度第1回協議会を開催しました。

会議において、今年度協議会の実施計画、インターンシップ事業の実施状況の報告、昨年度共催事業の総括及び今年度共催事業の事前審査の各項目について協議・検討しました。

インターンシップ事業は、都内の中学生、高校生、若者を対象に、美容、理容、麺類、ホテル旅館、中華料理及クリーニングの各組合において、職場体験の受け入れ等を実施しているものです。事業の有効性を再度確認すると共に、学校等との一層の連携や受入店舗数の拡充等について意見交換を行いました。

共催事業は、各生活衛生同業組合と当指導センターが共催して、後継者育成に資するイベントや出前事業を実施するものです。各組合の後継者問題への意識の高さから、今年度も積極的な対応をいただき、共催事業として中華料理、料理、氷雪販売業、理容、美容、クリーニングの6組合から6事業の申請がなされました。会議の席上、各組合の出席委員から、事業の概要、参加予定人数、見込める効果、予算等の説明がなされ、その後、共催事業として適格性について審査評価を実施しました。

申請された各共催事業は、いずれも審査評価にて採択されました。今後、各組合にて実施される予定で、各事業の実施状況は本紙においても紹介していきます。



「経営特別相談員研修会」を開催しました。

令和7年度の東京都における生活衛生営業経営特別相談員は、各組合員からの推薦に基づき、東京都から委嘱を受けた方で17組合88名となります。

当指導センターでは、経営特別相談員を対象とした研修を年2回開催しています。

第1回目は、7月28日(月)に主婦会館プラザエフで開催しました。

今回の研修は3部構成で、概要は次のとおりです。

1 生活衛生関係営業の衛生上の留意事項等について



講師：東京都保健医療局 健康安全部 環境保健衛生課 統括課長代理
飯澤 明子氏

(内容) 生活衛生業種の衛生確保に関する基準の説明や令和5年度の旅館業の改正、全国のレジオネラ症の発生事例と発生防止のための規定について、分かりやすく解説していただきました。

2 衛経融資の積極的な活用について



講師：(公財)全国生活衛生営業指導センター 指導調査部 部長
伊藤 由満氏

(内容) 衛経貸付の推移、メリット等のほか、情報提供の一環として令和7年度の経営支援事業について解説いただき、組合の活性化のために経営特別相談員の役割と具体的な取り組み方について助言をいただきました。

3 生活衛生改善貸付(衛経)の推薦事務



講師：(株)日本政策金融公庫 新宿支店 国民生活事業 融資第五課長
岡本 圭子氏

(内容) 衛経貸付の概要、推薦書の記入上のポイント、留意点等について具体的な事例についてわかりやすく説明いただきました。



〈講義からのワンポイント情報〉2部資料より

2 衛経融資の特徴

- 限度額 20,000千円
- 運転資金、設備資金、幅広い資金使途に対応
- 返済期間 10年(運転資金が拡充)長期での支払いが可能
- 固定金利、運転資金は公庫の既存借入(生活衛生貸付)と一本化も可能で資金繰りの安定に寄与
- 身近な組合やセンターに相談することで審査手続きが完結

・**貸上げ貸付利率特例制度**
新たに事業を開始後3か月以上の事業者であって、雇用量給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方 利率-0.5% (貸付日から2年間)

組合員にとって非常に魅力的な融資制度

<参考2> 昭和48年創設時の貸付条件等(概略)

- 限度額 100万円(設備資金のみ) ・利率年 7.0% ・返済期間 2年
- 無担保・無保証人 ・原則6月以上の経営指導を経営特別相談員から受けていること

～冊子、チラシ、パンフレット等総合印刷～

ダイヤ印刷株式会社

〒101-0021
東京都千代田区外神田6-11-10西岡第二ビル
TEL 03-5817-3351
FAX 03-5817-3350

アイフィス

あなたの店づくり・評判づくりの
お手伝いをいたします

株式会社アイフィス

〒112-0005 東京都文京区水道2-10-13
TEL 03-5395-1201 FAX 03-5395-1206
[HP] <http://www.ifys.co.jp> [e-mail] info@ifys.co.jp 担当：小原好春

センターからのお役立ち情報(講習会のご案内)

当指導センターでは、毎年生衛業の皆様のお役に立てるような内容で、専門家の方を講師に迎え多彩なテーマで講習会を開催しています。本年は以下の講習会を開催します。

是非、皆様のご参加をお待ちしています。(参加費無料、定員になり次第締切とさせていただきます。)

1. 生衛業感染症対策講習会

【日時】 令和7年11月18日(火) 13:30~15:30 <開場:13:00予定>

【会場】 主婦会館プラザエフ 9階 スズラン (JR中央線、東京メトロ丸の内線・南北線、「四ツ谷駅」下車)

【テーマ:講師】

(1部)「生衛業として知っておきたい!安全・安心のための施設の衛生管理 ~空気環境の管理とネズミ・衛生害虫対策について~」

講師 東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課
室内環境保健担当 課長代理 中尾 高志 先生
施設(店舗)を安全・安心に利用してもらうための「生活衛生全般の衛生管理」は、利用者だけでなく、働く従業員にとっても非常に重要です。

安全かつ快適な衛生環境の実現に向けては、施設・設備、使用する水、空気環境、排水、廃棄物などの管理や、ネズミ・衛生害虫への対策などを総合的に行う必要があります。

今回は、衛生管理の中でも、普段あまり注意が払われていない「空気環境の管理」と、生衛業で身近な問題となる「ネズミ・衛生害虫対策」に注目し、実践的な対処法を分かりやすくお話していただきます。

(2部)「食物アレルギーを知りましょう! ~安全・安心・信頼されるお店にするために~」

講師 東京都保健医療局健康安全部食品監視課
食品安全担当 課長代理 永沼 信二 先生

アレルギー(アレルギーを起こす物質)には、カビやダニ、花粉、食べ物など様々であり、その中で食べ物によってアレルギー反応が引き起こされる場合を「食物アレルギー」と呼びます。近年、食物アレルギーの患者は増加傾向にあり、関心も高まっています。

現在、飲食業事業者は、食物アレルギーの表示義務はありませんが、消費者庁、東京都などから食物アレルギーを持つ人に配慮した取り組みが呼びかけられています。

そこで、アレルギーの基本知識や食物アレルギーへの対応などについて、できるだけ専門用語を排してわかりやすくお話しいただき、生衛業の皆さまが「安心・安全・信頼のおける」店舗運営を実施するための一助として、「食物アレルギー」への対応のヒントになるポイントを学んでいただきます。

2. 外国人対応支援講習会

『2025年インバウンド最新動向と明日からできる! 小さな工夫で外国人客をファンにするおもてなし術』

【日時】 令和7年12月3日(水) 14:00~16:00 <開場13:30予定>

【会場】 主婦会館プラザエフ 8階 スイセン

【講師】 株式会社ジェイノベーションズ 代表取締役

大森 峻太 先生

(主な内容)

- ・なぜ今、インバウンド対応なのか?
- ・私たちの店に来る“お客様”を知ろう!最新インバウンド事情
- ・よくある“困った”とその対応策
- ・明日からできる!おもてなしの心構えと便利ツール

大森先生のプロフィール



インバウンド観光を専門とする株式会社ジェイノベーションズ代表。会社経営の傍ら、インバウンドの専門家として自治体や行政のアドバイザーを務め、メディアでも積極的に情報を発信。観光業の現場と政策の両面から、地域のインバウンド戦略に携わっている。

関東学院大学国際文化学部 非常勤講師。上智大学外国語学部 非常勤講師。東京観光産業アドバイザー。東京都観光まちづくりアドバイザー。渋谷区観光協会 観光フェロー。

【上記1.2講習会の申込方法(予定)】

組合員の方は下記①、組合員以外の方は下記②の方法でお申し込みください。

- ① 各組合配布の申込書を各組合事務所あてFAX送信
- ② 当指導センターホームページから申込書をダウンロードし、指導センターあてFAX(03-3445-8753)送信



創業100周年この先も、お客様と共に

三共消毒

代表取締役 **泉 敏夫**

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階

フリーコール **0088-22-2741** <https://sankyo-shodoku.com/>



組合だより



東京都美容
生活衛生同業組合

美容競技会第66回ガラ・ド・ラ・コワフュールの開催

東京都美容組合の伝統行事である第66回ガラ・ド・ラ・コワフュールが、去る7月1日(火)、墨田区総合体育館において開催されました。

今年は例年開催している美容技術競技と合わせて、組合員の健康増進を目的としたピンポン大会を実施しました。美容技術競技は合計7競



競技風景



ピンポン大会

技が行われ、美容師であれば組合加入の有無やサロンの所在地を問わず出場可能な「一般部門」と、美容学校の学生が出場する「学生部門」がそれぞれ設定されました。参加選手は全競技合計で総勢101名に上り、東京ナンバー1の座をかけた熱戦が繰り広げられました。

また、ピンポン大会は個人戦男子の部、個人戦女子の部、ブロック対抗団体戦の3競技が行われ、合計63名の選手の参加があり、選手の皆さんの熱いプレーと応援団の大きな声援により会場は大いに盛り上がりしました。

入賞者の作品や当日の様子は当組合ホームページ特設サイトで閲覧することができますので、是非ご覧ください。

※ 特設サイト<https://gala-coiff.tokyo/>



東京都理容
生活衛生同業組合

理容競技大会を開催 ~次代の理容師育成と技術伝承を図る最高の舞台~

全理連関東甲信越協議会が主催し、本組合実行によるE・toco髪祭り「第69回関東甲信越理容競技大会」「第67回東京都理容競技大会(後援:東京都・大田区・公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター)」が、1,000名を超える来場者を迎え、7月15日(火)に大田区総合体育館にて盛大に開催されました。



鈴木あきまさ大田区長



競技風景

1都9県(新潟県・長野県・山梨県・群馬県・栃木県・茨城県・千葉県・埼玉県・神奈川県・東京都)の広い地域から出場選手を迎える今大会は、理容師養成校の生徒や若い理容師にとってはまさに「憧れの場」ともいえます。昨年に引き続き、多くの若い選手たちの活躍が見られました。

私たちは組合員のご理解とご協力の下、本競技大会を最大の後継者育成事業と位置づけ、これからもこのような「若い世代が目標を持ち各々が前へ進むことのできる環境(きっかけ)」作りに取り組んでまいります。



東京都ホテル旅館
生活衛生同業組合

大阪・関西万国博覧会見学会を開催しました

7月15日(火)、組合行事として「大阪・関西万国博覧会見学会」を開催しました。1泊の方、2泊の方、万博初めての方、2回目の方など多彩なメンバー総勢40名の参加があり、大いに盛り上がりしました。

初日は快晴猛暑となり日陰や休める所を求めて会場内を回遊し、2日目は一転して雨の洗礼を受ける一日となり、2日間で万博会場の違う顔を体感することができました。



入場前の集合写真

今回の万博は、万博アプリへの登録とチケット購入から始まり、入場日時の予約・パビリオン事前予約の抽選登録等、現地に行く前に必要な作業が色々有りました。それらの作業を当組合厚生部のメンバーがスマホを駆使し、事前に行ってくれたため、入場時間も揃い、パビリオン入場時の予約済確認二次元コードの提示など戸惑う点もありましたが、中に入るとシンボルであるミャクミャクが出迎えてくれ、会場内を一周する大屋根リングの大きさには圧倒されました。大屋根の上から一望すると、各国のパビリオンが生まれ、テーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が体現されていたと思います。

開幕前から色々話題の有った万国博覧会ですが、参加者全員それぞれの心に何かを刻むことが出来た見学会になったと思います。皆さんも時間を作って、体験してみたいかがでしょうか。



東京都クリーニング
生活衛生同業組合

カスハラへの対策を学ぶ ~講習会を開催~

8月3日(日)組合本部2階ホールにおいて人材教育アシスト 山田泰造氏を講師に迎え、組合員及び後継者層を対象に「カスハラ対策講座~こんな時、どうしたらいい?事例紹介~」を開催しました。

講義では、カスハラの定義や悪質クレームとの見分け方、カスハラ対応10箇条など解説していただき、「我慢しないで毅然とした対応に切り替えること」の重要性が強調されました。出来る事・出来ない事をはっきり伝える、業務に



講義の様子(山田講師)

支障が出ていることをはっきり伝える、特例のような過剰対応をしない、そして話の打ち切り・退去を伝える、などが例として挙げられました。更に、「出禁」を通告することも契約自由の原則(民法)から有効である旨も紹介されました。

合わせて、知っておくべき関連刑法(威力業務妨害罪、暴行罪、不退去罪など)についても説明されました。また、カスハラ発生の際には、警察の民事不介入の原則とは別に、通報による警察の介入が可能になっている現状について紹介され、現場で対応している参加者にとり、大きな安心材料になりました。

また、事前に寄せられた組合員が実際に受けたカスハラ事例や過剰な要求事例に対して、具体的な対応策を解説していただく時間も設けて、個別事案にも対応しました。参加者からは、日頃の悩みを解決できたとの意見も多く寄せられ、有意義な講習会開催となりました。

東京都からのお知らせ

ペットと暮らすシニア世代の方へ

シニア世代になってもペットと楽しく、安心して暮らすために、必要なことを考えてみませんか？

○シニア世代の多くの飼い主から、こんなお悩みをお聞きします。

- ・ペットの世話が大変になってきた。
- ・少しの間、預かってもらいたい。
- ・ペットの健康管理が十分できない。



○困ったときの解決方法

- ・民間事業者や動物病院を活用しましょう。
- ・飼い主の突然の入院などに備え、一時的な預け先を見つけておきましょう。
- ・新しい飼い主に委ねることも考えましょう。
- ・万が一ペットより先に死亡した場合などに備えて、ペットのことを考えておきましょう。



○動物とのふれあい方いろいろ

ペットと一緒に暮らすこと以外にも、動物と親しんだり、お世話をしたりする方法等があります。

- ・ボランティア活動を通じた動物とのふれあい ・動物園
- ・バードウォッチング ・ロボットペット など



そのほかにも、ペットと一緒に長く幸せに暮らすためのヒントをパンフレットにまとめています。



東京都動物情報サイト「ワンちゃんとうきょう」は、ペットを最期まで責任をもって大切に飼うための情報等をお届けするサイトです。是非ご覧ください。



生活衛生関係営業施設数

(令和7年6月末現在)

	施設数	備考
理容所	7,320	
美容所	28,801	
クリーニング所	2,384	リネン・取次所を除く
興行場	477	映画・演劇のみ(多目的・スポーツ・その他、仮設除く)
旅館・ホテル	6,344	
簡易宿所	1,279	
普通公衆浴場	422	銭湯のみ(うち公営銭湯1を除く)

	改正前営業種目	施設数	改正後営業種目	施設数
食品関連	一般飲食店	47,891	飲食店営業(一般飲食店)	114,573
	旅館・ホテル	716		
	バー・キャバレー	3,518		
	民生食堂	5		
	すし屋	1,637		
	そば屋	1,490		
	仕出し屋	688		
	弁当屋	2,349		
	そう菜店	2,629		
	コンビニエンスストア等	32		
	喫茶店営業(店舗)	1,163		
	食肉販売業	2,522	食肉販売業(届出を含む)	5,011
	冰雪販売業	0	冰雪販売業(届出)	144

※令和3年6月の改正食品衛生法施行により、食品関連については営業種目の内訳が変更になりました
 ※経過措置期間が設けられているため、改正前・後それぞれの法に基づく営業を分けて計上しています



映画部/事業部/不動産部

21世紀の
ドキドキ・ワクワクが私達の仕事です。

大蔵映画株式会社

本社 〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-15(目黒西口ビル) TEL 03-3493-6115 (代表)
 関東支社 〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-12(岩番館ビル) TEL 03-3573-5566 (代表)

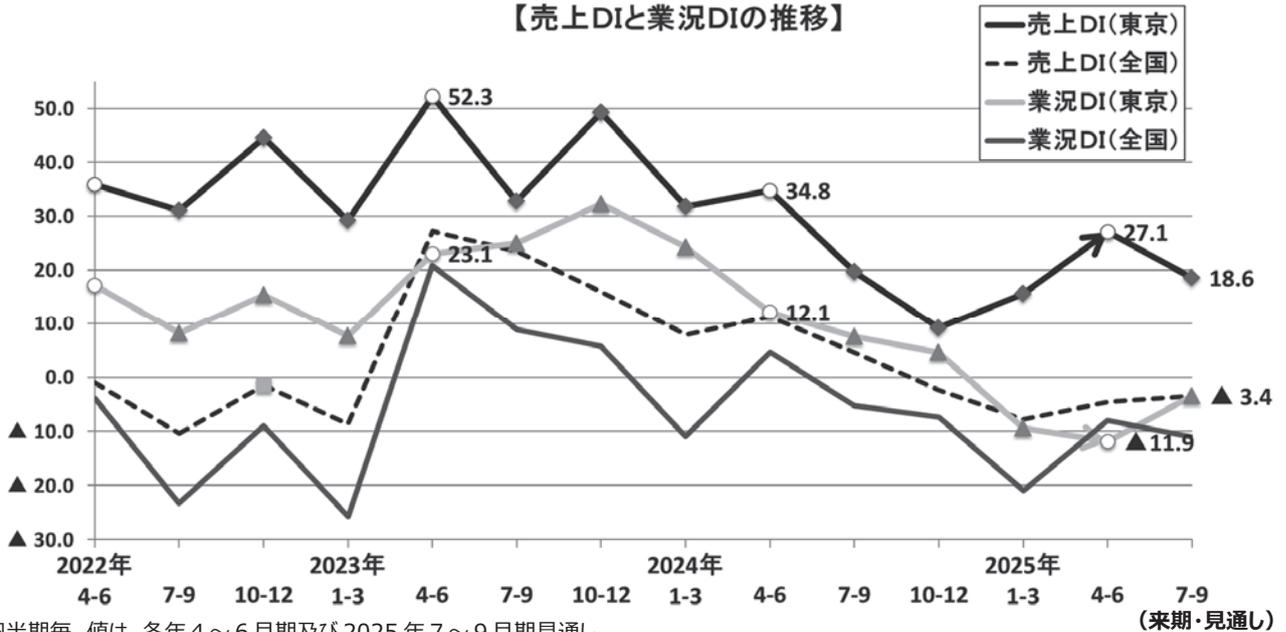
生活衛生関係営業の皆さまへ

「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果」と「生活衛生改善貸付」のご案内

2025年4～6月期景気動向 ～生活衛生関係営業の景況～

- 売上DI(東京) 27.1(前期比 11.5ポイント上昇、前年同期比 7.7ポイント低下)
- 業況DI(東京) ▲11.9(前期比 2.5ポイント低下、前年同期比 24.0ポイント低下)
- 来期(東京・2025年7月～9月)は、売上DIは低下、業況DIは上昇する見通し

【売上DIと業況DIの推移】



* 四半期毎。値は、各年4～6月期及び2025年7～9月期見通し。

経営の安定化に向けてご活用ください！

日本公庫の 生活衛生改善貸付

ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	10年以内(2年以内)
利率(注)	特別利率F
担保・保証人	不要(法人の代表者保証も不要)

(注) 利率は、日本公庫のホームページの金利情報【国民生活事業主要利率一覧表】からご確認ください。

ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本公庫国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。

審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

「生活衛生改善貸付」とは？

- 従業員が5人(旅館業および興行場営業は20人)以下の生活衛生関係営業者の方にご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。
- ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けることが必要となります。

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業



事業資金相談ダイヤル

(行こうよ！公庫)
0120-154-505

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

11月は普及登録促進月間です!!

理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業、一般飲食店営業の皆様へ
消費者のお店選びの目安となる「Sマーク制度」に登録しましょう。

安全・安心な店の証
あかし
Sマークのある 理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、
Safety 安心であること Sanitation 清潔であること Standard 安心であること
3つのSを約束します。

11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。
私たちはSマークのお店です。

主幹：公益財団法人全国生活衛生指導センター・都道府県生活衛生指導センター

Sマーク登録店は、厚生労働大臣認可の標準営業約款制度（Sマーク）に従って営業しているお店で、安全・安心・清潔を約束する3つのSを備えたお店です。

安全 **Safety** 安心 **Standard** 清潔 **Sanitation**

主なメリット

安全安心を求める消費者ニーズに応えることができます。
日本政策金融公庫貸付制度の特別利率（通常利率よりも低利）が適用されます。
Sマークを各種PRに活用できます。

登録費用

区分	手数料	標識代等	計
新規登録（3年有効）	6,600円	3,300円	9,900円
再登録（5年有効）	2,360円	1,300円	3,660円

お問い合わせ 都指導センターまたは各関係生衛組合まで

賛助会員加入社一覧

タカラベルモント株式会社 〒107-0052 港区赤坂7-1-19 TEL.3404-1793	明治記念館 〒107-8507 港区元赤坂2-2-23 TEL.3403-1171	株式会社ユニバーサルファミリー 〒166-0015 杉並区成田東5-34-16 ユニバーサルスクエア南阿佐ヶ谷7階 TEL.0120-12-9761
株式会社八芳園 〒108-8631 港区白金台1-1-1 TEL.0570-064-128	株式会社アイフィス 〒112-0005 文京区水道2-10-13 TEL.5395-1201	大蔵映画株式会社 〒141-0021 品川区上大崎2-24-15 目黒西口ビル10階 TEL.3493-6115
アフラック生命保険株式会社東京第一総合支社 〒163-0456 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル22F TEL.3344-1580	菅原印刷株式会社 〒111-0051 台東区蔵前3-15-1 エスピービル TEL.5687-2211	ダイヤ印刷株式会社 〒101-0021 千代田区外神田6-11-10 西岡第2ビル TEL.5817-3351
日本たばこ産業株式会社東京支社 〒103-8603 墨田区横川11-17-7 TEL.6703-0567	プラネットワークス株式会社 〒150-0041 渋谷区神南1-5-14三船ビル406 TEL.5728-3576	株式会社ミツウロコヴェッセル 〒104-0031 中央区京橋3-1-1 東京スクエアガーデン TEL.3257-6316
株式会社ピュアリンクス 〒104-0032 中央区八丁堀3-8-1栄ビル3F-C TEL.6228-6878	株式会社三共消毒 〒100-0006 千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館ビル11階 TEL.0088-22-2741	(令和7年9月30日現在)

視点を換えれば、世の中は変わる

当たり前はもう
当たり前じゃないかもしれない
今日、明日をつくろう
世界は、昨日と同じか。

Rethink
PROJECT



JTは「Rethink PROJECT」を推進しています。